

平成 22 年 10 月 26 日

自動車交通局

低公害車普及促進対策費補助金について
(緊急経済対策により環境対応ディーゼル車の導入支援等を実施します)

平成 22 年 10 月 8 日に閣議決定された「円高・デフレ対応のための緊急経済対策」を受け、本日、平成 22 年度補正予算案が閣議決定されました。

今回の緊急経済対策を受け、自動車分野における地球温暖化対策及び大気汚染対策を推進するため、低公害車普及促進対策費補助制度に関して、トラック・バス・タクシー事業者の次世代自動車（CNG トラック・バス、ハイブリッドトラック・バス・タクシー、電気自動車）の導入に対する支援を行うこととしています。

また、環境性能に優れたディーゼルトラック・バス（環境対応ディーゼル車）の導入についても、本補助制度の対象に追加することとしています。

現在予定している補助制度の概要等について以下のとおりお知らせします。なお、本制度の実施には、補正予算案が国会において成立することが前提となりますので、ご注意ください。

① 次世代自動車の導入支援

補助制度概要

次世代自動車と通常の車両との差額の 1/2 を補助^{※1}

※1 次世代自動車の車両本体価格の 1/4 よりも差額の 1/2 の方が高くなる場合は、車両本体価格の 1/4 を上限とします。（現行の低公害車普及促進対策費補助金と同じです。）

補助対象自動車

営業用（いわゆる緑ナンバー・黒ナンバー）の CNG トラック・バス、ハイブリッドトラック・バス・タクシー、電気バス・トラック・タクシーであって、平成 22 年度内（平成 23 年 3 月 31 日まで）に登録された自動車。

② 環境対応ディーゼル車の導入支援

補助制度概要

「2015 年燃費基準達成」かつ「ポスト新長期規制適合」車両と通常の車両との差額の 1/2 を補助^{※2}

※2 実際の補助額は次の表のとおり予定しております。

	小型（車両総重量 3.5 トンクラス）	中型（車両総重量 8 トンクラス）	大型（車両総重量 12 トンクラス）
補助額	10 万円	25 万円	60 万円

補助対象自動車

営業用重量車（3.5 トン超のトラック・バス）（いわゆる緑ナンバーのトラック・バス）であって、次の 1.、2. の要件を両方とも満たしている自動車。

1. 「2015 年燃費基準達成車」かつ「ポスト新長期規制適合車」であること。
2. 平成 22 年 10 月 8 日（円高・デフレ対応のための緊急経済対策の閣議決定日）から平成 23 年 3 月 31 日までに登録された自動車であること。

†その他

予算総額

①及び②全体で約 77 億円^{※3}

※3 補助は予算の範囲内で実施し、補助金は申請順に交付します。従って、3 月 31 日までに登録された自動車であっても、予算枠を超過した場合は、補助金が交付されません。

①、②ともに、申請方法の詳細等につきましては、後日、追って公表します。

問い合わせ先	国土交通省自動車交通局総務課企画室 加藤 高橋 TEL 03-5253-8111（内線 41-163、41-182）
--------	--

地球温暖化対策、大都市地域等における大気汚染対策等の観点から、トラック・バス・タクシー事業者の次世代自動車(CNGトラック・バス、ハイブリッドトラック・バス・タクシー、電気自動車)の導入に対する支援を行うとともに、今般の経済対策における措置として、環境性能に優れたディーゼルトラック・バスの導入についても、補助対象に追加する。

低公害車普及促進対策

補助対象		補助率
新車の導入	CNGトラック・バス	通常車両価格との差額の1/2 又は 車両本体価格の1/4
	ハイブリッドトラック・バス	
	電気自動車	
	ハイブリッドタクシー	
	追加 環境対応ディーゼルトラック・バス	
使用過程車のCNG車への改造		改造費の1/3

補助額	
3.5トクラス	10万円
8トクラス	25万円
12トクラス	60万円

※環境対応ディーゼルトラック・バスの実際の補助額は以下を予定しています。



CNG(圧縮天然ガス)自動車

- ▶PMは排出せず、NOxは5割以上低減
- ▶CNGスタンドが必要



ハイブリッド自動車

- ▶内燃機関とモーターの2つの動力源を持つ
- ▶新たなインフラ整備の必要がない



電気自動車

- ▶NOx・PM、CO2排出ゼロ



環境対応ディーゼル車

- ▶2015年度燃費基準達成 かつ ポスト新長期適合車

このほか、別途「観光地における電気自動車等の導入支援」を実施。